

担い手農業者との意見交換概要

令和元年5月 公益財団法人 群馬県農業公社

担い手農業者から寄せられたご意見及び機構からの回答のうち代表的なものを記載しています。

- ①農地中間管理機構(以下:機構)が集めた農地の耕作者は機構が決めることになっている。
このシステムだと、自分が苦勞して農地集積しても、機構に預けると10年後には自分が耕作を続けられるか不透明である。知人は企業参入のための大農地確保を理由に行政から離作を迫られたと聞いている。(H30. 6.13 戸別訪問)
→農地の配分計画は地元の市町村や関係者の意向を尊重して決めている。現場の意向を無視するような決定は行わない。国からも現在の耕作状況を十分考慮せよと通知が出ている。
- ②農地中間管理事業は借賃を一律に調整するのに手間がかかる(集落営農組織が借りる場合) 賃料が10年同じというのも不都合。(H30. 7.20 出席者数20名)
→手間がかかったり、実態に合わない面があることは承知している。農業者の意見を踏まえ、貸借の期間は5年まで短縮できることとしている。
5年後見直しの年なので意見は国に要望していきたい。
- ③他の市町村の農地も借りられるか。(H30.7. 27 出席者数17名)
→他市町村でも耕作可能な範囲であれば借受応募は可能である。
- ④トラクター、コンバイン等の能力を考えれば、ほ場は広くないと作業効率が悪い。
耕作している田の半分は地主の了解を得て自前で畦畔を除去した。何か補助制度はないのか。
(H30. 10. 25 出席者数10名)
→受益者負担のない土地改良事業も創設されたので、地元の機運が高まるようなら利用願いたい。
- ⑤担い手から解約された場合はどうなるのか。(H30.11. 9 出席者数32名)
→解約されてから2年間は関係者に協力をいただき、担い手を探すことになる。ただし、解約された後2年間を経過しても貸付を行える見込みがない場合は、契約を解除する。
- ⑥経営継承により農業者年金を受給している。農地中間管理事業を活用した場合農業者年金はストップしてしまうのではないかと聞いたことがあるが。
(H30. 12.17 出席者数28名)
→機構は農業者年金受給者が経営移譲を行う適格な相手方に位置づけられているため手続きを行えば、年金が支給停止になることはない。

⑦農地中間管理事業を活用するにあたり、賃料はどのように決めるのか。

(H31. 1.26 出席者数20名)

→地権者と担い手の意向を確認して決定する。なお、市町村のHPで賃借料情報が公開されているので参考にして頂きたい。

⑧遊休農地に関する対策が明確化されていないように思える。具体的な解決策がないと解決しないと思う。(H31. 1.23 出席者数977名)

→今、遊休農地でない農地でも今後、遊休農地になる可能性がある。人・農地プランを実行あるものにしていただき、関係者と協力しながら担い手への農地集積・集約化を図っていききたい。現在遊休農地になっている農地に関しては、今後も検討する必要がある。

⑨農地利用集積円滑化事業では物納があるが、農地中間管理事業では物納を行っていない。物納は出来るようになるのか。(H31. 1.23 出席者数977名)

→今後の検討事項になる。

⑩群馬県は他県と比べて農地中間管理事業が利用されていない。

これからの農業のためにも機構を活用して農地を集積しないといけないと思っているのだが (H31. 3.27 戸別訪問)。

→田は経営所得安定対策もあることから経営が安定し、一定の賃料で長期借入が可能であるため機構事業を進めやすい。

一方、畑はその年々収益の変動が大きく、年によって賃料を変動せざる得ないため長期借入になじまず機構事業が進めにくい。

群馬県は水田率が低く全体的に機構の活用が進んでいない事情はご理解いただきたい。

その他意見

(1)担い手は、まとまった農地があれば借りるが、そうではない農地は、借りにくい。

(2)農地と出荷調製施設込みで借りた新規就農者が、地主から出荷調製施設だけ返すよう求められて、結果的に離農してしまったケースがある。

(3)農地所有者は、地域外の方に貸すと、誰が耕作するかわからないため、不安。貸したきり国に取られてしまうような気がする。

(4)地域外から有機農業にあこがれて入るような方もあるが、技術がしっかりしていないと、病害虫等の発生で地域に悪い影響がでるよう感じられる。

(5)基盤整備済みの農地を使った10ha規模の農家が今後離農することが予想され、耕作放棄地のみの問題では済まなくなるだろう。